

2026年2月

弊社病理受託事業へのご依頼に際して(非臨床研究分野*)

弊社への非臨床分野の病理受託を依頼される前に、下記の事項をご理解の上、お問い合わせ、ご発注をくださいますようお願い申し上げます。

「問合せ」および「受託」の制限

当社は、以下の事項を遵守しております。すべての問合せおよび依頼は、下記記載内容にご同意いただけたものとしての対応させていただきます。業務を遂行途中で、記載内容に反していることが明確になった場合は、問合せおよび受託をお受けしないこと、受注後の作業開始後であっても作業を中止しそれまでの費用を請求させていただくこともあります。

- 当社は見積または作業計画書等の受託内容に限られ研究の主体になることはありません。
- 当社は、『実験室バイオセーフティ指針第3版(WHO, 2004)および『遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律』(通称:カルタヘナ法, 平成15年6月18日法律第97号)に則り、バイオセーフティの基準を満たした検体の病理検査(研究用)を実施しています。依体も同様な基準下で処理された検体であること。

② 検体情報の提供のお願い: 問合せおよび依頼に際して以下の情報を当社に提供ください。

- 依頼サンプルの病理標本作製するために必要な情報
- サンプルリストおよび各サンプルの識別デジタルデータ(ご希望により当社のフォーマットを提供します)
- 湿固定検体は「切出し位置情報」: 写真、シェーマ等
- 未固定検体で依頼する検体は以下に該当しないこと。該当する場合にホルマリン等による固定を実施ください。
 1. 感染源が存在する可能性がないこと。
 2. ウイルス又はウイロイド、ウイルスベクターを含まないこと。
 3. 実験手法に関わらず、遺伝子組換えが行われた受精卵や胚、配偶子(精子や卵子)を含まないこと。

③ 輸送について輸送について

- 輸送費用は原則、依頼者負担となります。
- 細心の注意と安全性が確保されるような包装を行い、運送業者へ依頼ください。輸送時の危険負担につきましては、依頼者と輸送業者となります。特に貴重な材料につきましては、依頼者の責任にて専任業者を手配ください。
- 固定液の漏出を厳重に防止ください。輸送法についての詳細は別途お問い合わせください。

④ 残余検体について

- 湿臓器残余検体、容器は弊社で廃棄させていただきます。
- ブロックは標本と同梱して返却いたします。
- 一時保管のご要請があった場合には、最終納品後、最大3週間弊社にて保管し、その後お客様へ返却させていただきます。(輸送費用はお客様ご負担となります。)

⑤ 再見積について

ご依頼検体の状態やサイズ、試験内容変更は再見積もりとなります。再見積もりを依頼いただき再発注をお願いします。

以上